

借金や未払金、家計のことで悩んでいませんか？

お金の問題に関する相談会を実施します

消費生活



日時：12月17日(日)午前9時～11時30分

場所：聖籠町役場1階会議室

申し込み：聖籠町消費生活センター

☎0254-27-1958

(12月13日(水)までにお申し込みください)

ストップ！
ザ・悪徳商法



通信

令和5年12月
vol.158

☑役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話いただけると確実です

- 法律相談(司法書士)、こころの相談(臨床心理士)を受けられます。相談は無料です。
- その場で債務整理を依頼することができます。
- お金の問題は必ず解決できます。新年を迎える前に、一步踏み出してみませんか？
- 通信販売トラブルなど、消費生活全般に関する相談もお受けします。



詐欺サイトの手口が進化しています

『〇〇ペイで返金します』と言われたら、サギかも！

これまでの手口…商品代金をだまし取る

- ①通販サイトで商品を注文し、代金を指定された口座に振り込む。



ここまでは同じ

新しい手口…商品代金をだまし取り、預金も奪う

- ①通販サイトで商品を注文し、代金を指定された口座に振り込む。



- ②商品が届かず、サイトとも連絡が取れなくなる。



- ②サイトから「〇〇ペイで返金する」とメールが来る。



都合により商品をご用意できなくなりました。〇〇ペイで返金します。返金の手順をご説明しますので、LINEを登録してください。

- ③銀行に相談したが、振り込んだ代金はすでに引き出されており、取り戻せなかった。



- ③LINEの通話機能でサイトの担当者から指示を受けながらスマホを操作したら、なぜか自分の預金残高が減っていた。



返金の手続きとみせかけて、実は預金を別の口座に送金する操作をさせたのよ

どちらの手口も通信販売のふりをした犯罪で、お金を取り戻すのはとても難しいです。

特に『前払いで個人名義の口座への振り込み』を求められたら要注意。振り込まず、相談を。